

1. 件名：関西電力株式会社高浜発電所第3号機及び第4号機に係る設計及び工
事の計画認可を受けた燃料体の共用化の実施方針に関する面談

2. 日時：令和2年10月6日 14時00分～14時15分

3. 場所：原子力規制庁専門検査部門執務室（WEB会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

上田企画調査官、平井上席原子力専門検査官、森田主任原子力専門検査官、
渋谷主任原子力専門検査官

関西電力株式会社 原子力事業本部 原子燃料部門

燃料技術グループ マネジャー 他5名

5. 要旨

○関西電力（株）から、高浜発電所第3号機及び第4号機の設計及び工事の計
画認可を受けた燃料体の共用化について、本年4月の原子炉等規制法の改正
に伴う内容及び使用前確認後の燃料体の運用方法等を資料に基づき説明を受
けた。

- ・当該プラントの第3号炉及び第4号炉は燃料設計が共通しており、燃料体の
使用前確認を受けた以降であれば、どちらの号炉であっても利用してもよい
と考えている。
- ・使用前確認申請書において共用に係る記載については、第3号機及び第4号
機を並記するイメージで申請することを考えている。

○原子力規制庁は、事業者の考え方と方向性は理解できた。その結果、事業者
の燃料体の共用化に関する実施方針については、特段、支障が認められない
ことを伝えた。

○関西電力（株）からは了解した旨の回答があった。

6. その他

資料1：設計及び工事の計画認可を受けた燃料体に係る共用について